

立地適正化計画等の位置づけと策定方針

1. 益田市都市計画マスタープラン（平成 23 年度）

益田市都市計画マスタープラン（以下、「都市マスタープラン」）は、島根県策定の益田都市計画区域マスタープラン及び益田市総合振興計画に即して、益田市が定める都市計画に関する基本的な方針等を示す計画です。対象期間は、平成 23 年度から令和 2 年度（平成 32 年度）までの 10 年間で、令和 4 年度現在、計画の見直し・改定が必要になっています。

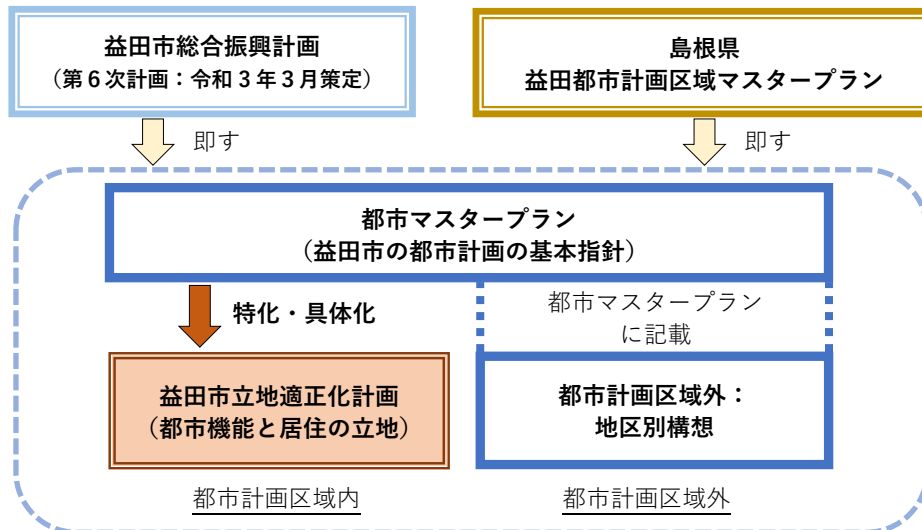
2. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画法に基づく都市マスタープランの一部としてみなされるもので、人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能なまちづくりを目指し、都市機能の維持を図るため、誘導区域等の設定を行います。

また、立地適正化計画は都市計画区域内の指針等を示すものであり、都市計画区域外については、都市マスタープランにおいて示します。

3. 都市マスタープランの改定

立地適正化計画の策定とともに、都市マスタープランの改定に向けた取組を進めます。都市計画区域内については立地適正化計画を定め、都市計画区域外については、都市マスタープランの地区別構想等として計画しますが、都市マスタープランは市全体の都市計画の指針であるため、立地適正化計画で定める事項を踏まえた改定となります。



4. 立地適正化計画の策定方針

令和 4 年度に都市マスタープランにおける都市ビジョンの見直しと立地適正化計画の策定、令和 5 年度に都市マスタープランの全体構想・地区別構想の見直し・改定を行います。

※令和 3 年度に「都市マスタープラン改定・立地適正化計画策定」に関する基礎調査等を実施

